

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日は、その翌日  
の日に当り)  
休日は、その翌日  
の日に当り)

### 目次

- ◇ 告 示  
農地法による土地配分計画  
農用地利用増進規程の認可  
農用地利用増進規程の変更の認可  
土地改良事業計画の適否の決定 (六件)  
保安林の指定の解除  
開発行為に関する工事の完了 (三件)  
鳥取県指定金融機関の店舗の名称等の一部改正  
鳥取県指定代理金融機関の店舗の名称等の一部改正
- ◇ 公 告  
ふぐ処理師試験等の実施

## 告 示

### 鳥取県告示第七十一号

農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第六十二条第二項の規定に基づく土地配分計画について、同条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年十二月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

区分地区名		市	町	字	増反	団 体	用途
土地	美保						
境港	小篠津	佐斐神	原	稚児畑、馬分、下原	十五	一	農地
美保	佐斐神	原	原	稚児畑、馬分、下原、下松中ノ、口ノ田ノ	一	一	農地
境港	小篠津	佐斐神	原	稚児畑、馬分、下原、下松中ノ、口ノ田ノ	一	一	農地

### 鳥取県告示第七十二号

農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)第十五条の三第一項の規定に基づき、農用地利用増進規程の認可をしたので、同条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年十二月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

認可に係る農用地利用増進規程	認可の年月日	農用地利用増進規程を備え置く市及び町の事務所の所在地
鳥取市農用地利用増進規程	昭和五十四年十一月十九日	鳥取市尚徳町 鳥取市役所
智頭町農用地利用増進規程	"	八頭郡智頭町大字智頭 智頭町役場
気高町農用地利用増進規程	"	気高郡気高町大字浜村 気高町役場
青谷町農用地利用増進規程	"	気高郡青谷町大字青谷 青谷町役場
赤碕町農用地利用増進規程	"	東伯郡赤碕町大字赤碕 赤碕町役場
西伯町農用地利用増進規程	"	西伯郡西伯町大字法勝寺 西伯町役場
岸本町農用地利用増進規程	"	西伯郡岸本町大字吉長 岸本町役場

鳥取県告示第七十三号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第十五条の四第一項の規定に基づき、農用地利用増進規程の変更の認可をしたので、同条第二項において準用する同法第十五条の三第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年十二月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

認可に係る農用地利用増進規程	認可の年月日	変更後の農用地利用増進規程を備え置く町の事務所の所在地
国府町農用地利用増進規程	昭和五十四年十一月十九日	岩美郡国府町大字町屋 国府町役場
名和町農用地利用増進規程	"	西伯郡名和町大字御来屋 名和町役場

鳥取県告示第七十四号

昭和五十四年十月十五日付けで江府町から申請のあつた土地改良（吉原（河原）地区農業用排水）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年十二月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 縦覧に供する書類  
土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間  
昭和五十四年十二月五日から三十一日間
- 三 縦覧に供する場所  
江府町役場
- 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

#### 鳥取県告示第七十五号

昭和五十四年十月十八日付けで江府町から申請のあつた土地改良（吉原（吉原・宮ノ上）地区農道整備）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年十二月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 縦覧に供する書類  
土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間  
昭和五十四年十二月五日から三十一日間
- 三 縦覧に供する場所  
江府町役場
- 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

#### 鳥取県告示第七十六号

昭和五十四年十月二十七日付けで江府町から申請のあつた土地改良（吉原（爺ヶ坂）地区農業用排水）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年十二月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 縦覧に供する書類  
土地改良事業計画書及び条例の写し
  - 二 縦覧に供する期間  
昭和五十四年十二月五日から三十一日間
  - 三 縦覧に供する場所  
江府町役場
  - 四 異議の申出
- 利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

#### 鳥取県告示第七十七号

昭和五十四年十月二十七日付けで江府町から申請のあつた土地改良（吉原（下袋原）地区農業用排水）事業計画については、審査した結果適当

と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年十二月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 縦覧に供する書類  
土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間  
昭和五十四年十二月五日から三十一日間
- 三 縦覧に供する場所  
江府町役場
- 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七十八号

昭和五十四年十月二十三日付けで江府町から申請のあつた土地改良（吉原（西成・大河原）地区農道整備）事業計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとお

り告示する。

昭和五十四年十二月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 縦覧に供する書類  
土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間  
昭和五十四年十二月五日から三十一日間
- 三 縦覧に供する場所  
江府町役場
- 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七十九号

昭和五十四年十月十七日付けで鳥取市から申請のあつた土地改良（上砂見地区農道整備）事業計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年十二月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十四年十二月五日から三十一日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千八十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和五十四年十二月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除に係る保安林の所在場所

岩美郡国府町大字上荒舟字土地谷口六八九（次の図に示す部分に限る。）、六八二の二、六八二の三、六八七の二

二 保安林として指定された目的  
なだれの危険の防止

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び国府町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第千八十一号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十四年十二月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十四年六月二十二日 鳥取県指令受都計第八十号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市安長字矢倉田柳ヶ坪

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市行徳ろ一三四番地五 三島俊恵

鳥取県告示第千八十二号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十四年十二月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十四年八月二十八日 鳥取県指令受都計第二百八十九号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市下味野字畑田下ノ割

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市下味野二九五番地五 石田一演

鳥取県告示第八十三号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十四年十二月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十四年八月十日 鳥取県指令受米土維第八百六十九号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市上福原字大北浜ノ一及び字北浜開

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市内町一四一番地六 青戸未知

鳥取県告示第八十四号

昭和五十年六月鳥取県告示第五百二十七号（鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等について）の一部を次のように改正し、昭和五十四年十二月二十五日から施行する。

昭和五十四年十二月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

第一号の表の株式会社山陰合同銀行の項中

鳥取駅南支店

鳥取市扇

町

を

鳥取駅南支店

鳥取市扇町

鳥取市東支店

鳥取市立川町五丁目

に改める。

鳥取県告示第八十五号

昭和五十年六月鳥取県告示第五百二十七号（鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等について）

の一部を次のように改正し、昭和五十四年十二月十五日から施行する。

昭和五十四年十二月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

第二号の表の株式会社鳥取銀行の鳥取駅南支店の項を次のように改める。

鳥取駅南支店	鳥取市南宮方一丁目	鳥取県立社会教育センター
--------	-----------	--------------

### 公 告

ふぐの取扱等に関する条例(昭和34年3月鳥取県条例第12号)第3条第1項及び第2項に規定するふぐ処理師試験及びふぐ調理師試験を次のとおり実施する。

昭和54年12月4日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

#### 1 受験資格

(1) ふぐ処理師試験

昭和55年1月29日現在において、年齢18歳以上の者で、食品衛生法

施行令(昭和28年政令第229号)第5条第11号若しくは第13号に規定する魚介類販売業者しくは魚肉ねり製品製造業又は乾ふぐ製造業に2年以上従事しているもの

(2) ふぐ調理師試験

調理師法(昭和33年法律第147号)第2条に規定する調理師

#### 2 受験手続

(1) 受験願書の受付期間

昭和55年1月7日(月)から同月10日(木)まで

(2) 受験願書の提出先及び添付書類

受験願書に次の書類を添えて住所地在を管轄する保健所に提出すると。

#### ア ふぐ処理師試験

(ア) 履歴書及び戸籍謄本又は戸籍抄本

(イ) 写真(出願前6月以内に撮影した名刺型、正面、脱帽、上半身のもの)

(ウ) 魚介類販売業、魚肉ねり製品製造業又は乾ふぐ製造業に2年以上従事している旨の所轄保健所の長の証明書

#### イ ふぐ調理師試験

(イ) 履歴書

(ウ) 写真(出願前6月以内に撮影した名刺型、正面、脱帽、上半身のもの)

(エ) 調理師免許証の写し

#### 3 試験期日

(1) 筆記試験

昭和55年1月29日(火) 午前10時から正午まで

(2) 実地試験

ア 米子保健所及び根雨保健所管内の受験者  
昭和55年1月30日(水) 午前10時から

イ 倉吉保健所管内の受験者  
昭和55年1月31日(木) 午前10時から

ウ 鳥取保健所、郡家保健所及び浜村保健所管内の受験者  
昭和55年2月1日(金) 午前10時から

4 試験場所

(1) 筆記試験

ア 米子保健所及び根雨保健所管内の受験者

米子市西福原444番地 米子保健所

イ 倉吉保健所管内の受験者

倉吉市山根529番地の2 鳥取県福祉文化会館

ウ 鳥取保健所、郡家保健所及び浜村保健所管内の受験者

鳥取市江津780番地 鳥取保健所

(2) 実地試験

ア 米子保健所及び根雨保健所管内の受験者

米子市西福原444番地 米子保健所

イ 倉吉保健所管内の受験者

倉吉市殿城279番地 倉吉保健所

ウ 鳥取保健所、郡家保健所及び浜村保健所管内の受験者

鳥取市江津780番地 鳥取保健所

5 試験科目

(1) ふぐ処理師試験

ア 衛生関係法規

イ 公衆衛生学

ウ 食品衛生学

エ ふぐ処理の実施(ふぐの種類及び毒性臓器の鑑別を含む。)

(2) ふぐ調理師試験

ア ふぐの種類及びふぐ毒に関する知識

イ 衛生関係法規(主としてふぐの取扱等に関する条例)

ウ ふぐ調理の実施(毒性臓器の鑑別を含む。)

6 試験手数料及びその納付方法

(1) 試験手数料 2,500円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の収入証紙はり付け欄にはり付けること。この場合、消印しないこと。

7 試験当日の携行品

(1) 筆記試験

受験通知、筆記用具及び上ばき

(2) 実地試験

受験通知、白衣、包丁、耐水性のはきもの及び白帽又は三角きん

8 合格者の発表

実地試験の終了後15日以内に所轄保健所に掲示する。